

## 用語の説明

### 年 齢

年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢です。

### 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

#### 1. 一般世帯

- 1) 住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- 2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者
- 3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

#### 2. 施設等の世帯

- 1) 寮・寄宿舍の学生・生徒...学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- 2) 病院・療養所の入院者...病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- 3) 社会施設の入所者...老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- 4) その他...定まった住居を持たない単身者など

### 世帯人員および親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいいます。

親族人員とは、世帯主および世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいいます。

なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族としました。

### 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しています。

- 1) 親族世帯... 2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。

なお、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって「核家族世帯」と「その他の親族世帯」に区分しました。

核家族世帯...夫婦のみの世帯、夫婦と子供からなる世帯、男親(女親)と子供から成る世帯

- 2) 非親族世帯... 2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- 3) 単独世帯...世帯人員が1人の世帯

## 高齢単身世帯と高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯(他の世帯員がないもの)をいいます。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他の世帯員がないもの)をいいます。

## 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

1) 住宅...一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物。(完全に区画された建物の一部を含む。)1戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅になります。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれます。

2) 住宅以外...寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

### 1. 主世帯

「間借り」以外の次の区分に居住する世帯

1) 持ち家...居住する住宅がその世帯の所有である場合。

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

2) 公営の借家...その世帯の借りている住宅が、都道府県営または市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

3) 都市機構・公社の借家...その世帯の借りている住宅が都市再生機構または都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舍)も含まれます。

4) 民営の借家...その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」および「給与住宅」でない場合

5) 給与住宅...勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上または給与の一部として居住している場合。

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社または雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

### 2. 間借り

他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合。

## 延べ面積

延べ面積とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれません。

なお、坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3平方メートルに換算しています。

## 人口集中地区

人口集中地区は、市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1k㎡当たり4,000人以上）が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域です。

人口集中地区は昭和35年国勢調査から設定され、久御山町は、昭和55年調査から設定されました。

## 従業上の地位

従業上の地位とは、就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分したものです。

### 1. 雇用人

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇など、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

- 1) 常雇...期間を定めずにまたは1年を超える期間を定めて雇われている人
- 2) 臨時雇...日々または1年以内の期間を定めて雇用されている人

### 2. 役員

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

### 3. 雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

### 4. 雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人または家族とだけで事業を営んでいる人

### 5. 家族従事者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

### 6. 家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

## 産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類しています。

国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類を基に、国勢調査の集計用に再編成したもので、大分類、中分類、小分類から成り立っています。平成 17 年国勢調査では、平成 14 年 3 月改訂の日本標準産業分類を基準としており、19 項目の大分類から成っております。

第 1 次産業	{	A	農業
		B	林業
		C	漁業
第 2 次産業	{	D	鉱業
		E	建設業
		F	製造業
第 3 次産業	{	G	電気・ガス・熱供給・水道業
		H	情報通信業
		I	運輸業
		J	卸売・小売業
		K	金融・保険業
		L	不動産業
		M	飲食店、宿泊業
		N	医療、福祉
		O	教育、学習支援業
		P	複合サービス事業
		Q	サービス業
			(他に分類されないもの)
		R	公務(他に分類されないもの)
S	分類不能の産業		